

## 移動食品営業の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、自動車に設備を設け、食品の調理加工及び販売する営業の許可並びに監視指導の運用方法を定め、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な運営を図り、この営業による食品に起因する危害の発生を防止することを目的とする。

### 2 定義

この要綱で移動食品営業とは、条例に規定する自動車を利用して行う営業をいう。

### 3 取扱方針

移動食品営業を営もうとする者は、法第52条の許可を受けなければならない。

ただし、移動食品営業の特殊性を考慮して、当該営業の営業施設及び設備の基準は、条例及び条例施行規則を適用し、衛生水準の確保を図るものとする。

### 4 許可対象業種

営業許可の対象業種は、次の7業種とする。

- (1) 飲食店営業
- (2) 喫茶店営業
- (3) 菓子製造業
- (4) 乳類販売業
- (5) 食肉処理業
- (6) 食肉販売業
- (7) 魚介類販売業

### 5 取扱品目等

移動食品営業の設備及び施設の程度を考慮してその取扱う品目等は、次のとおりとする。

- (1) 飲食店営業にあつては、飲料（市販品の清涼飲料水、乳類、酒類等）及び供食前加熱調理する食品に限る。
- (2) 販売業にあつては、容器包装食品に限る。

ただし、魚介類販売業にあつては貯水槽の容量200リットル以上を有し、処理台が設置されている場合は、魚介類を身おろし又は切身に調理することができるものとする。
- (3) 食肉処理業にあつては、次の事項を遵守させる。
  - ア 処理の対象とする獣畜はイノシシ又はシカに限ること。
  - イ 内臓等は食用としないこと。
  - ウ 処理は1頭ずつ行うことにより食品衛生上の危害を防止すること。また、処理の都度、水量計等を用いて貯水槽の残水量を確認すること。
  - エ 内臓、排水等の廃棄物はすべて回収し、関係法令に基づき適正に処理すること。
  - オ 前記ア～エによる他、施設設備、工程ごとの衛生管理等については、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成27年食衛第528号生活衛生部長通知）により取り扱うこと。

### 6 営業許可申請書記載事項

営業許可申請書は、食品衛生法施行細則規定の第5号様式により、所要の事項を記載させるものとする。

### 7 営業の許可

- (1) 営業許可は、当該移動食品営業の主たる営業地を管轄する保健福祉事務所長又は保健福祉事務所各センター所長（以下「保健福祉事務所長等」という。）が行なう。
- (2) 営業許可の有効範囲は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市（寒川町を含む）を除く県内全域とし、許可は保健福祉事務所長等の専決処分とする。

## 8 許可の条件

許可にあたっては、必要に応じて次の条件を付するものとする。

- (1) 飲食店営業にあつては、飲料（市販品の清涼飲料水、乳類、酒類等）及び供食前に加熱調理する食品に限ること。
- (2) 食肉処理業にあつては、とさつ、放血、内臓摘出、解体（枝肉を脊柱に沿って左右に切断する処理及び枝肉の分割は含まない。）及び剥皮（頭部及び四肢の切断を含む）の作業に限ること。
- (3) 販売業にあつては、容器包装食品に限ること。  
魚介類販売業にあつては、さしみ、ぶつぎり等生食用の調理を禁止すること。
- (4) その他必要な条件

## 9 許可申請手数料

営業許可申請手数料は、条例第6条に定める当該業種の金額とする。

## 10 監視及び行政処分

### (1) 監視

ア 営業地を管轄する保健福祉事務所（保健福祉事務所各センターを除く。）又は保健福祉事務所各センター（以下「保健福祉事務所等」という。）の食品衛生監視員が随時監視するものとする。

イ 営業を許可した保健福祉事務所長等は、営業地域が他の保健福祉事務所等の管轄地域に及ぶときは、当該保健福祉事務所長等に対して、その旨を速やかに通報するものとする。

### (2) 行政処分

ア 営業許可の取消、禁停止及び施設の改善命令は、許可を与えた保健福祉事務所長（行政処分の対象が、保健福祉事務所各センター所長が許可を与えた移動食品営業である場合は、同センターが属する保健福祉事務所長）が行なう。

なお、行政処分の対象が、保健福祉事務所各センター所長が許可を与えた移動食品営業である場合は、当該行政処分は保健福祉事務所各センター所長の専決とする。

イ 営業を許可した保健福祉事務所等以外の保健福祉事務所長等が監視の結果アの処分を必要と認めた場合は、営業を許可した保健福祉事務所長等にその旨通報するものとする。

ウ 不良品の廃棄等その他ア以外の措置は、現に監視を行なわせた保健福祉事務所長（当該監視を保健福祉事務所各センター所長が行なわせた場合は、同センターが属する保健福祉事務所長）が行なう。

なお、当該監視を保健福祉事務所各センター所長が行なわせた場合の行政処分は、保健福祉事務所各センター所長の専決とする。

エ ア、ウの行政処分を行なった場合は、関係保健福祉事務所長等に対し、その旨通報するものとする。

## 11 指導事項

- (1) この営業は、機動性を利用して諸所に出店し、道路、公有地又は私有地等を占有して営業することが予想されるので、この処理については関係各機関と密接な連絡をとり、合法的な営業を行うよう指導すること。
- (2) 営業許可証は、施設内の見易い場所に掲示する等の方法で常に携行するよう指導すること。
- (3) 客にその場で飲食させる場合は、流水式手洗設備を設けた客用の便所の確保に努めるよう指導すること。